

## 国民健康保険に加入しているみなさまへ

### 3月は被保険者証の更新時期です！ 国保税の納め忘れはありませんか？

現在、お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和4年3月31日です。

納期限内に国民健康保険税を完納している世帯には、新しい保険証を郵送しますので、まだ納付されていない場合は早めの納付をお願いします。なお、国民健康保険税の未納がある世帯は、健康保険課窓口での更新となります。

### 保険証の色が空色からうぐいす色に変わります。

#### 新しい保険証が郵送される世帯

#### 国民健康保険税を令和4年2月1日までに全額納付されている世帯

- ・3月中に世帯全員分の保険証を世帯主宛に簡易書留で郵送します。
- ・事前に郵送対象者であることを文書で通知することは特にありません。

#### 役場窓口での更新となる世帯

#### 国民健康保険税の未納がある世帯（分割納付世帯も含む）

※状況によっては納付確認後、必要に応じて郵送で更新することがあります。

- 期間** 3月7日（月）～3月31日（木）  
午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）
- 場所** 役場1階 健康保険課 国保窓口（③番窓口）

お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217

## ～「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」について～ (後期高齢者医療制度よりお知らせ)

入院または高額な外来にかかる前に下記の証の交付を受け、医療機関の窓口には保険証と一緒に提示することで、保険適用される医療費のお支払いが自己負担限度額までとなります。

- 区分（低所得）Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」
- 区分（現役並み）Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」
- 区分（現役並み）Ⅲ、一般の方は、保険証の提示のみで自己負担限度額までの支払いとなります

自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人ごとに計算）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	区分（現役並）Ⅲ	252,600円 + [(総医療費 - 842,000円) × 1%] (140,100円) ※1
	区分（現役並）Ⅱ	167,400円 + [(総医療費 - 558,000円) × 1%] (93,000円) ※1
	区分（現役並）Ⅰ	80,100円 + [(総医療費 - 267,000円) × 1%] (44,400円) ※1
一般	18,000円 ※2	57,600円 (44,400円) ※3
区分（低所得）Ⅰ	8,000円 ※2	24,600円
区分（低所得）Ⅱ	8,000円 ※2	15,000円

※1 同一世帯で12か月以内に高額医療費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

※2 年間（8月～翌7月）の限度額は144,000円です。

※3 同一世帯で12か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

現在お持ちでない方で、区分（低所得）Ⅰ・Ⅱまたは区分（現役並み）Ⅰ・Ⅱに該当する方は、役場窓口で申請をして交付を受けることができます。

※本人及び世帯構成員に所得不明者がいる場合は、交付できません。交付を希望される場合は世帯全員の申告が必要となります。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217